

大阪航空少年団父母の会 会則

第1条 (名 称)

本会は、大阪航空少年団父母の会と称する。

第2条 (事務局)

本会の事務局は大阪航空少年団事務局内に置く。ただし、運営便宜上、郵便物の集配や電話連絡等、連絡場所は本会役員自宅をもってこれにあてる。

第3条 (目 的)

本会は、大阪航空少年団の運営趣旨・活動目的を正しく理解し、団と団員保護者相互の連携を密に保ち、団の運営及び活動が円滑に行えるよう、必要に応じた支援を行うことによって団の充実・発展に寄与することを目的とする。

第4条 (会 員)

本会は、以下の会員及び、賛助会員をもって構成する。

1. 大阪航空少年団団員の全ての父母、又はこれに代わる保護者を会員とする。
2. 役員会が認めた場合に、賛助会員をおく。

第5条 (入会・退会)

団員の入団・退団をもって、それぞれ本会への入会・退会とする。

第6条 (役 員)

1. 本会は次の役員をおく。
会 長 1名 副会長 1名 会 計 1名 団対応 1名
理 事 若干名 会計監査 1名
2. 役員は本会の会真の中から総会において選任される。
3. 役員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

第7条 (会 議)

本会は次の会議を持つ。電子化による会議も有効とする。

1. 総 会
総会は全会員をもって構成され、本会の最高議決機関とし、下記のとおりとする。
(1) 総会は会長が招集し、定足数は会員の3分の1とする。ただし、止む

を得ず欠席する場合は委任状をもって出席に代えることができる。
なお、その議決は出席者の過半数による。

- (2) 総会は定期総会と臨時総会に分ける。

定期総会は開催日時は特定せず、大変航空少年団活動の内で全会員が参加できる機会を選び、年1回開催する。

臨時総会は、役員が必要と認めた時、または会員の3分の1以上の請求があった時、会長はこれを招集する。

- (3) 定期総会においては、役員の選出承認、活動報告、決算報告、監査報告等を行い、その他重要事項を審議承認する。

2. 役員会

- (1) 役員会は本会の役員で構成し、活動方針及び予算を立案する。
- (2) 役員会は会長が必要と認めた時、役員あるいは大阪航空少年団から請求があった時、会長がこれを召集し、懸案事項を協議する。

第8条 (会 計)

1. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
2. 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって支弁する。
3. 本会の会費は団員数に関係なく1家庭、年間3,000円とし、年一括払いとする。
4. 本会の支出は、役員会により決定し、総会により承認を受ける。

第9条 (会計監査)

会計監査は、その年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第10条 (会 則)

1. 本会の会則は、総会において出席会員の2分の1以上の同意を得て改正することができる。
2. 本会則に規定のない事項は、役員会において協議し決定する。
3. 会則は平成7年4月29日より実施する。

平成3年6月23日 制定

平成7年4月29日 改正 (第4条2項追加)

平成20年7月19日 改正 (第6条1項改定 第7条追加 第8条4項追加)